

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第51号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収入の方法)</p> <p>第85条 (略)</p> <p><u>(指定代理納付者の指定等の告示)</u></p> <p>第85条の2 知事は、<u>法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) <u>指定代理納付者に納付させる歳入</u></p> <p>(3) <u>指定代理納付者として指定する期間</u></p> <p>(納入通知書の納期限)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>(繰替払の範囲等)</p> <p>第125条の3 令第164条第5号に規定する規則で定める経費は<u>指定代理納付者</u>による歳入の納付に係る手数料とし、同号の規則で定める収入金は当該歳入に係る収入金とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(収入の方法)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>(納入通知書の納期限)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>(繰替払の範囲等)</p> <p>第125条の3 令第164条第5号に規定する規則で定める経費は<u>法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者</u>による歳入の納付に係る手数料とし、同号の規則で定める収入金は当該歳入に係る収入金とする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和4年1月4日から施行する。
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第3項に規定する指定代理納付者に対する改正前の静岡県財務規則第85条の2及び第125条の3の規定の適用については、なお従前の例による。